

資格・実務・総合

ADRの現場から

不動産会社が知つておけば
トラブル解決ノウハウ

155

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟をもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。(ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

今回は、賃貸オーナーからうきをつけていることでの相談事例を紹介します。

あり、人物的にも問題があるまずは、契約通りに入居者は感じられませんでした。

から家賃を支払つてもらえないオーナーA氏です。ある入居者が「隣の入居者が騒いでいるから何とかしてほしい」と依頼をされたので対処をしたのですが、「対処の仕事」を悪いので契約通りの賃料を支払つことはできない」と言ふのであります。

され、5万円しか入金されませんでした。A氏が改めて騒いだいたとされる隣の入居者に事情を聞いたところ、以前に払つてもらえないオーナーB氏です。ある時、退去する入

日本不動産仲裁機構

居者の立ち合い時

最後は、管理会社に無許可

刻を設定していたリフォーム工事をされてしまつたオーナーC氏です。C

氏は謝罪し、入居者はそのまま退去したのですが、後日、B氏が部屋の確認をしたところ明らかに入居者による過失による損傷がありました。

この損傷を直すには約20万円の費用がかかりましたため、預

かっていた敷金では足りず、費用を支払つてほしい旨をB

氏が伝えたところ、元入居者はそれを拒否。「退去時に一

緒に立ち会つていれば、その損傷について説明ができたの

も「今から何とかしてほしい」と言ふと思つた」と言われまし

た。C氏も管理会社の考え方を理解できたのですが、最終的

な決済を待たず工事をしてしまつたことについては、どう

腹を割つて話をしたいと考えており、そこでADRを検討

していました。

以上、相談事例を見てきま

し、いかからもう連絡をしてこないでほしい」とも言われてし

ました。B氏は、自分が

連絡をとるのはもう難しいと考へ、第三者の介入を希望

●法務大臣認証ADR機関